

# 定量的基準に基づく試算結果について

2021/12/10（金）

令和3年度第2回県央地区保健医療福祉推進会議

# 1 定量的基準とは

- 病床機能報告の医療機能の分類について、地域の実情に応じた定量的な基準を導入し試算することで、地域医療構想調整会議の活性化につなげるもの

## 前提

- 本県では、2025年の必要病床数の試算において回復期病床が1万床以上不足する推計となっている。
- 県央地域でも、令和2年度の病床機能報告結果と必要病床数を比較した場合、回復期病床は約620床不足している。

**回復期病床は本当に不足しているのか？**

## 2 定量的基準導入の背景

### 病床機能報告の課題

- ✓ 各医療機関が、その有する病床において**主に担っている医療機能を自主的に選択**し、病棟単位で、その医療機能について報告するものである
- ✓ 実際の病棟には様々な病期の患者が入院していることから、主として急性期機能を担うものとして報告された病棟においても、回復期の患者が一定数入院し、回復期の医療が提供されている場合がある
- ✓ 報告の詳細な分析や検討が行われないうまま、回復期機能を担う病床が各構想区域で大幅に不足していると誤解させる事態が生じているという指摘がある

厚労省より各都道府県に対して、地域医療構想調整会における議論を活性化する観点から、**医療機能や供給量を把握するための目安として、地域の実情に応じた定量的基準の導入が求められた**（「地域医療構想調整会議の活性化のための地域の実情に応じた定量的な基準の導入について」（平成30年8月16日付け医政地発第0816第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知））

### 3 本県の定量的基準の考え方

- 平成30年度の各地域の調整会議での協議により、本県の定量的基準として、病床機能報告における「急性期」を、「急性期(一般型)」・「急性期(地域密着型)」に分け、今後、地域の病床機能を検討していく際の参考とすることとした。
- 神奈川県における定量的基準を用いた急性期の分析イメージ

#### 急性期（一般形）

- 重症患者や救急などを積極的に受け入れていく急性期病床
- 救急や重症者への対応を重点的に行う、断らない病床

#### 急性期（地域密着型）

- ポストアキュート・サブアキュート機能を中心に、回復期的な機能も含めて幅広く担っていく急性期病床
- 地域のニーズに応じて、急性期の患者から回復期の患者まで、幅広く患者を受け入れている病床

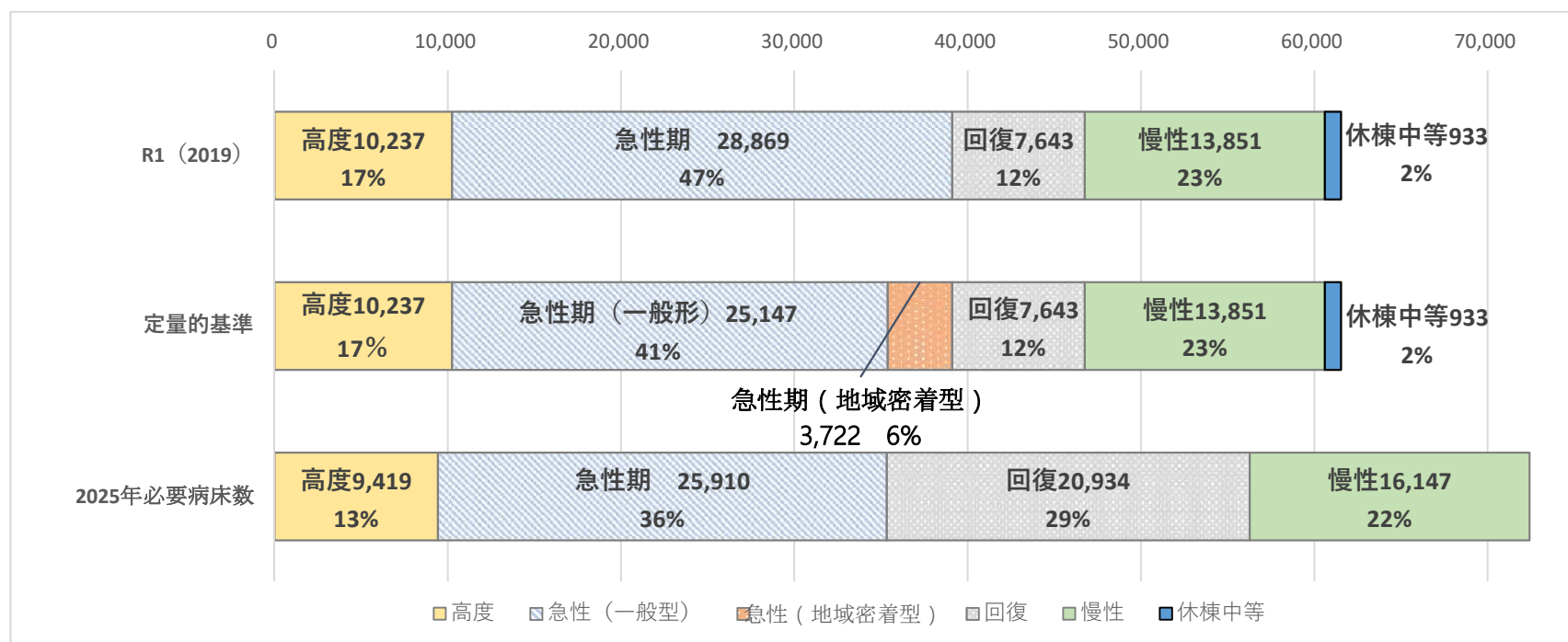
## 4 定量的基準の指標

- 病床機能報告において各医療機関から提出された報告内容のうち、急性期医療に関する代表的な指標と考えられる、以下の3項目を選定
- ①～③のいずれかを満たすものを「急性期（一般型）」、満たさないものを「急性期（地域密着型）」と整理する。

	報告様式における項目	基準となる値
①手術の実施状況	手術総数算定回数 【報告様式2】	0.6件/月・床あたり (50床の病棟で30件)
②救急医療の実施状況	救急医療管理加算レセプト 件数 【報告様式2】	0.6件/月・床あたり (50床の病棟で30件)
③患者の重症度、医療・看護必要度	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合 【報告様式1】	25%以上

## 5 令和元年度病床機能報告結果 (定量的基準に基づく試算)

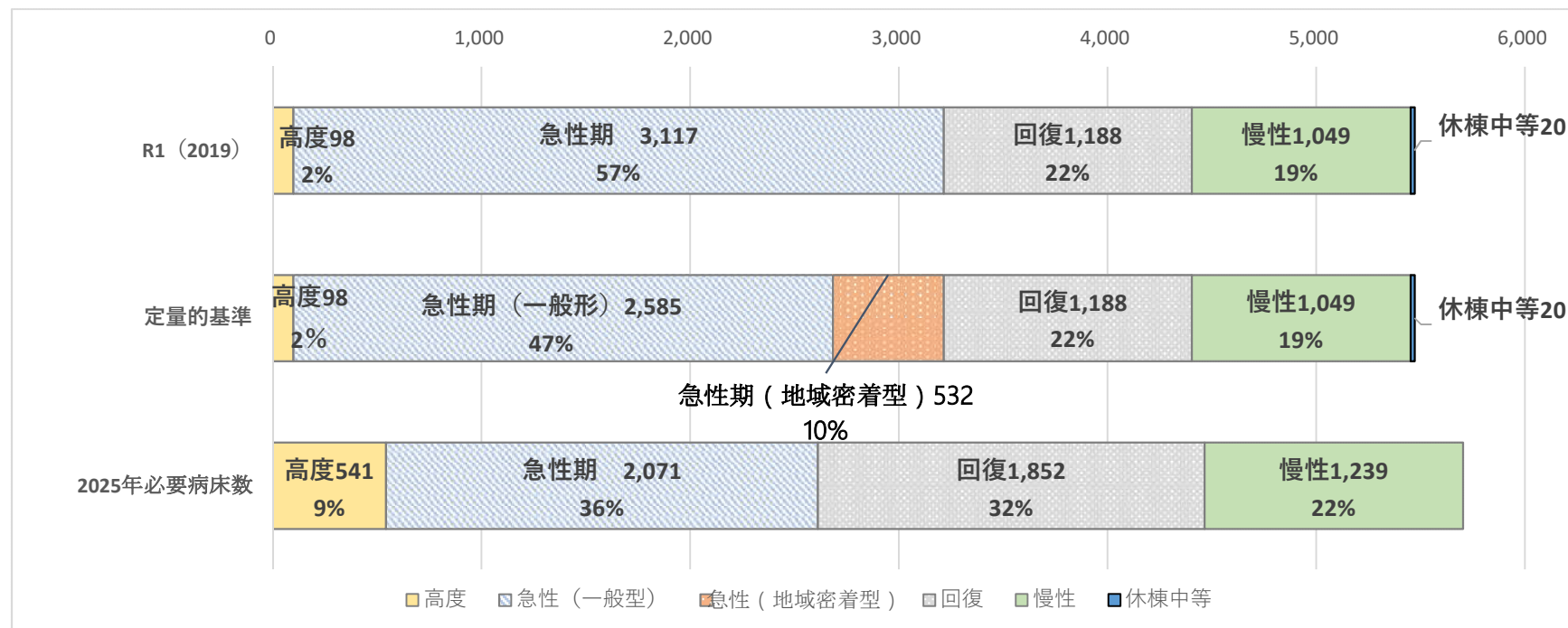
### ■ 神奈川県全体



- 急性期47%のうち41%は一般型、6%は地域密着型
- 平成30年度の定量的試算の結果と比較すると割合はほぼ同一

## 5 令和元年度病床機能報告結果 (定量的基準に基づく試算)

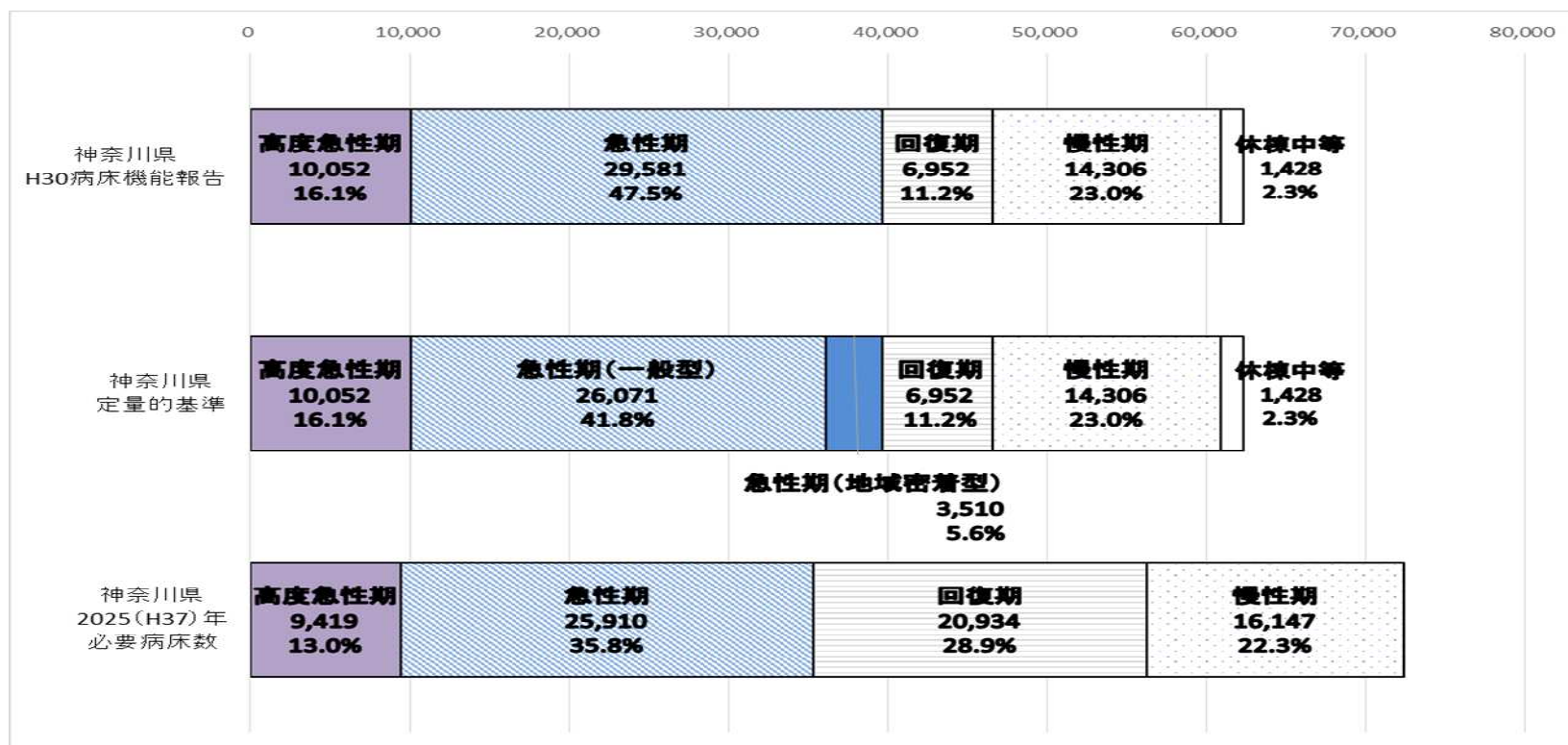
### ■ 県央地域



- 急性期57%のうち47%は一般型、10%は地域密着型
- 平成30年度の定量的試算の結果と比較すると割合はほぼ同一

# (参考) 平成30年度病床機能報告結果 (定量的基準に基づく試算)

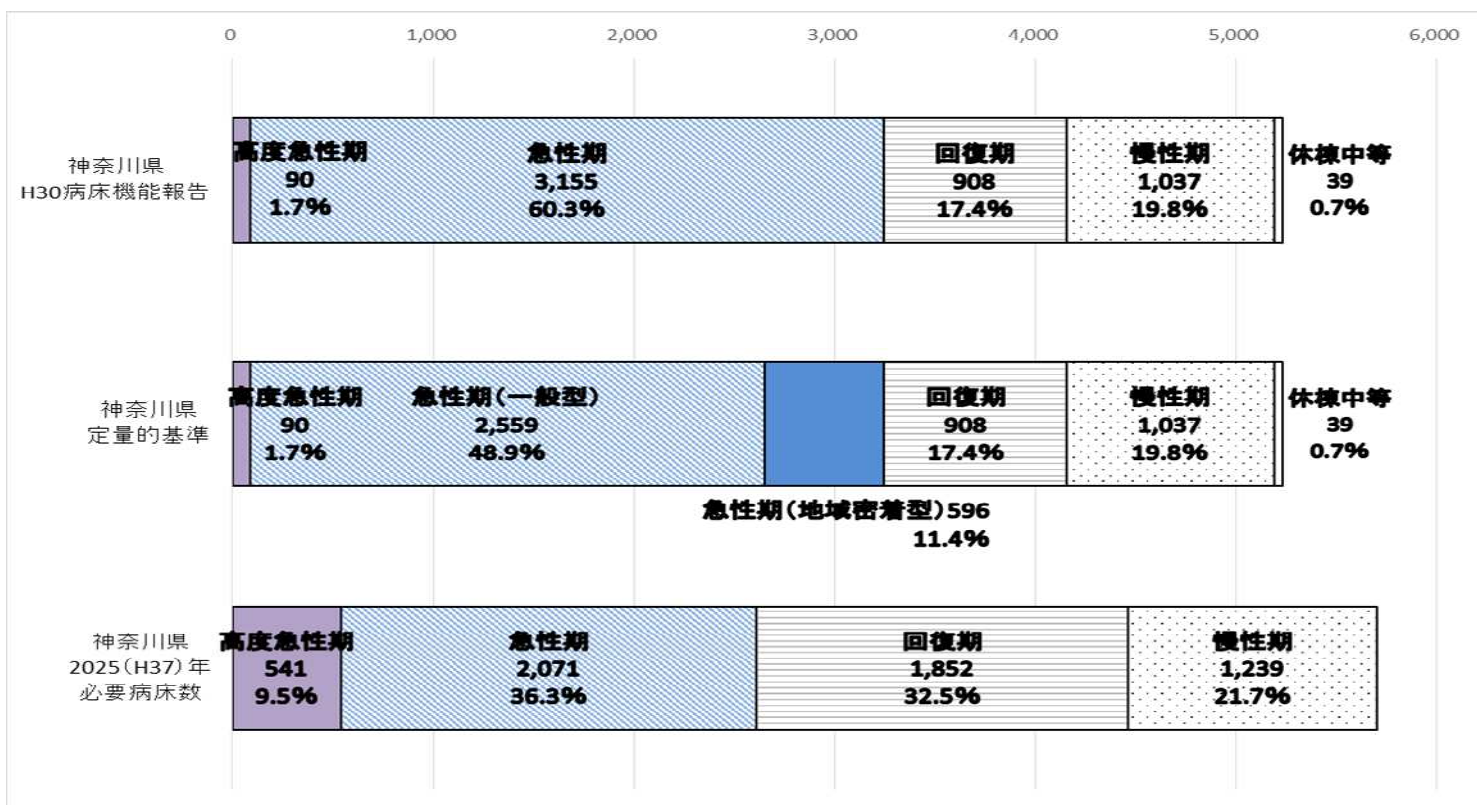
## ■ 神奈川県全体





# (参考) 平成30年度病床機能報告結果 (定量的基準に基づく試算)

## ■ 県央地域



## 6 定量的基準の活用にあたって留意事項

- 病床機能報告の際に、各医療機関が迷った場合、この定量的基準を参考として活用することは差支えないが、病床機能報告は病棟単位で行うもので、数値だけで判断できない点もあるため、この定量的基準に沿った報告を強制するものではない
- 県が、各医療機関からの病床機能報告を二次医療圏ごとにとりまとめ、定量的基準に基づき病床数を補正したデータとして、調整会議へ提示する。
  - ※ 令和元年度病床機能報告結果に基づくデータは、令和2年度の調整会議で提示していない。  
(新型コロナウイルス感染症対応下であることを踏まえ、議事を最小限に絞ったため)
  - ※ **令和2年度病床機能報告結果に基づくデータは、新型コロナウイルス感染症対応下であること等を理由に、病床機能報告のうちレセプト情報による診療実績の報告（報告様式2）が省略化され、必要な数値が把握できないことから提示を行うことができない。**
- 過剰な病床機能への転換について協議する際に、「急性期（地域密着型）」相当への転換の場合は、「回復期」機能も含めて幅広く担っていることを考慮するなど、病床機能の過不足を検討する際の参考にする。